

《岐阜県外の医療機関を受診する場合》

助産所及び岐阜県外の医療機関で妊婦健康診査を受診された場合は償還払いとなります。券種ごとの補助額を上限とし、検査費用を払い戻します。

(費用については、表1 妊婦健康診査の内容を参照)

＜必要書類＞

1. 結果が記入された「妊婦健康診査受診票」
2. 受診日の領収書
3. 振込口座がわかるもの（口座は妊婦・産婦本人の口座でお願いします。）

1. 受診票を使用するときは太枠に「氏名」「生年月日」「住所」「出産予定日または出産日」等を記入して、助産所・岐阜県外の医療機関に提出してください。
2. 助産所の助産師、医療機関の医師に結果を受診票に記入してもらい受け取ってください。
3. 受診後、費用の一時立替払いをしてください。
その際、必ず領収書をもらってください。
 - ◆ 領収書には助産所及び医療機関の印が必要です。レシートは不可です。
4. 受診日から6か月以内に必要書類をそろえ、保健センターに助成の申請を行ってください。
窓口にて、申請書を記入していただきます。
 - ◆ 数回分まとめて申請する事もできます。
 - ◆ 本人以外のご家族が申請手続きを行う事もできます。
5. 助成決定後、口座に振り込みます。

【問い合わせ 美濃市保健センター TEL (0575) 33-0550】